平成２４年（フ）第２００５号
大阪市都島区都島本通４丁目18番15―1001号
破産者　髙島英斌こと　髙　　英斌
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４号
神戸市中央区中山手通６丁目８番10号
破産者　こけっこーこと　仙頭　淑子
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２８号
兵庫県尼崎市西昆陽３―32―６―207、住民票上の住所兵庫県尼崎市武庫町１丁目45番19号　309号
破産者　高橋　　均
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９４号
兵庫県尼崎市武庫豊町２丁目１番21―402号
破産者　下村　泰敏
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３２９号
奈良県生駒郡平群町大字若井35番地の25、開始決定時の住所奈良県生駒郡平群町大字若井406番地の２
破産者　谷川　雅則
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３６５号
徳島県板野郡藍住町矢上字安任175―５　メディション凌雲306号、住民票上の住所徳島市末広１丁目４番37号、旧住所徳島市川内町沖島240番地の１
破産者　中野　計雄
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１９号
北九州市小倉北区砂津２丁目２番19―501号
破産者　山﨑　ゆり
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１８９号
佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木160番地３
破産者　土井　正成
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６３０号
熊本県菊池郡大津町大字室1389番地、開始決定時の住所熊本県菊池郡大津町大字大津240番地10
破産者　馬場　清博
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３号
茨城県小美玉市羽鳥2654番地28　３号棟
破産者　滑川　晴之
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４０９号
新潟市秋葉区新保52番地
破産者　小柳　信栄
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２号
新潟市東区新石山５丁目13番24号
破産者　渡部　則雄
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３０号
東京都八王子市館町1097番地館ヶ丘団地１―12―212、開始決定時の住所山梨県甲州市塩山上於曽1876番地４
破産者　萩原　保子
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７７号
山梨県甲府市池田２丁目６番30号　さくらビル301号室
破産者　向山さくら
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８４号
山梨県甲府市朝気１丁目２番37号　アルガアパート201、前住所山梨県甲府市住吉３丁目３番16号　レオパレス住吉205
破産者　笠井　三夫
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
山梨県山梨市上神内川880番地　降矢アパート１号室
破産者　田村　久代
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３１号
滋賀県湖南市菩提寺北４丁目６番12号、前住所滋賀県栗東市六地蔵599番地10
破産者　小林　征一
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７８号
滋賀県甲賀市水口町北脇191番地１―502号、前住所滋賀県湖南市三雲1889番地
破産者　野村　和彦
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部